

第1回質問への回答 事業者公募要項

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
1	2	1章	5	(1)			BTO方式による実施とありますが、更新工事費用(補助金対象を除く)について、事業者側の会計上の処理についてご教示ください。	売上としての計上を想定しております。
2	2	1章	5	(1)	イ		更新対象外既設発電設備(50号機)の取扱いには応募者の提案によるが事業期間中の廃棄は認めないとありますが、耐用年数までの使用できる状態とはスイッチ操作のみで発電できる状態(取合い工事を行い、50号機周りの補機、配管、電気盤をそのままとしておく)という理解でよろしいでしょうか。 一方で、更新工事手順の合理性の理由で、既設50号機発電ユニットの設置場所に、新設発電ユニットを設置したい場合、既設50号機発電ユニットを撤去し、空いているスペースに移設し保管する考えがあります。この場合、既設50号機発電ユニットによる発電をするよう横浜市からご指示があった場合に、新設発電ユニットと既設50号機発電ユニットの入れ替え工事を行うことで、既設50号機発電ユニットを発電できるものとすることができますが、このような移設保管でよろしいのでしょうか。またこの場合には入れ替え工事費用は本提案金額には含めないものでよろしいのでしょうか。	「使用できる状態」とは、取合い工事を行い、50号機周りの補機、配管、電気盤をそのままとしておく状態とします。 なお、50号機は移設して使用するのはいけません。移設して保管(一時的なものを除く)することは認められません。また、50号機の移設・改造にかかる工事費用は提案金額に含むものとします。
3	2	1章	5	(2)	ウ		「更新対象とならない1機(50号機)は平成22年3月31日まで横浜市が維持管理及び運営を行い」とありますが、5(1)イに「50号機の取扱いは応募者の提案による」とあります。平成22年3月31日までであっても、応募者の提案を優先していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	原則として公募要項の通りですが、応募者提案によっては認めます。

第1回質問への回答 事業者公募要項

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
4	2	1章	5	(2)	ウ		既設設備の瑕疵担保責任については、全て横浜市または既設業者の負担でよろしいでしょうか。	既設設備の瑕疵担保であることが、特定できる限りにおいてはご質問の通りです。
5	3	1章	5	(4)	エ		安全燃焼装置の使用理由として、突発的な消化ガス供給量の増加は含まれるのでしょうか。	詳細は優先交渉権者決定後の協議により決定されますが、ご質問で想定される状況は、安全燃焼装置を運転するのに足る事象と考えられます。
6	3	1章	5	(4)	エ		安全燃焼装置は、本事業期間平成42年3月31日まで常に使用可能と考えてもよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
7	4	1章	5	(5)	イ		補助金はどのタイミングで申請し、決定するのでしょうか、また申請後、事業者への入金される期間をご教示ください。	全工程に係る設計費・工事費を一括で補助金申請を行い、各年度末に部分支払を受けることを想定しています。なお、工事完了後、事業契約書(案)に定める一定の期間内に対価を支払うことを想定しています。補助金の申請時期は事業契約締結後となります。
8	4	1章	5	(5)	イ		補助金申請の内容については、横浜市と事業者で事前協議の上決定するのでしょうか。	ご質問の通りです。
9	4	1章	5	(5)	イ		補助金は消費税等額を含んでいるとの理解でよろしいでしょうか。	消費税が含まれます。

第1回質問への回答 事業者公募要項

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
10	4	1章	5	(5)	イ		補助金の増減による事業者の費用負担(金融費用を含む)の増加については貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
11	4	1章	5	(5)	エ		全面供用開始以前に新規発電設備が部分的に供用開始した場合の対価は支払われると考えてよろしいでしょうか。	支払われます。
12	4	1章	6				既設発電設備の撤去解体工事は予め補助対象に含めると考えてよろしいでしょうか。	更新建設工事に必要なものは含まれます。
13	4	1章	6				事業者の全面供用開始時期が全面供用開始期限前(平成22年3月31日前)である場合、その期間の発電は事業者の計画総発電量に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定基準Q&A No4の回答をご参照ください。
14	5	2章	1	(1)			応募グループが1グループしか応募しなかった場合でも選定は行なわれるのでしょうか。	応募グループが1グループでも審査を行います。
15	10	4章					第1回質問への回答が資格確認申請後ですが、資格のない者、あるいは資格確認申請をしていない者による質問は回答されるのでしょうか。	回答いたします。

第1回質問への回答 事業者公募要項

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
16	15	4章	9	(9)	ア		契約保証金の支払に代えることができる担保について、横浜市工事請負等競争参加心得第27条第3項第2号に規程する「保証事業会社の保証」でも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
17	17	5章	1				ヒアリングを実施することがあるとありますが、ヒアリングの具体的方法をご教示ください。	提案書受付締切日の後、指定する日時・場所において、審査委員会との面接方式によって行います。提案内容の概要説明を行って頂いた後、質疑に回答して頂く予定です。
18	18	6章	2				サブタイトルの「特定目的会社」は「特別目的会社」の誤りという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
19	19	6章	7	(2)			横浜市の承諾基準をご教示ください。	本市が事業の円滑な運営に必要と認めた場合に承諾いたします。
20	19	6章	7	(3)			横浜市の承諾基準をご教示ください。	本市が事業の円滑な運営に必要と認めた場合に承諾いたします。
21	19	6章	7				PFI事業者の権利義務等の制限において、金融機関への担保提供については承諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は優先交渉権者決定後の協議により決定されますが、横浜市の抗弁権を設定した上で承諾する予定です。
22	22	8章	2	(1)	ア	(ア)	「設計図書を横浜市に提出し、確認を受ける必要がある。」とありますが、この確認行為とは、業務要求水準書、PFI事業者と横浜市の契約事項を満足していることを確認するためのものであり、業務内容水準書と契約事項を超える要求をPFI業者に課すものではないと解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のほかに、国庫補助対象となるか、を確認する目的もあります。

第1回質問への回答 事業者公募要項

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
23	22	8章	2	(1)	ア	(I)	「建設現場で横浜市の確認を受けるものとする。」とありますが、この確認行為とは、業務要求水準書、PFI事業者と横浜市の契約事項を満足していることを確認するためのものであり、業務内容水準書と契約事項を超える要求をPFI事業者に課すものではないと解釈してよろしいでしょうか。	確認の目的はご質問の通りです。